（別紙様式第七号） ［別紙５］	［別紙様式を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

［（別紙様式第七号）　別紙５］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1	普通株式等Tier１資本の額					
2	Tier１資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier１比率					
6	連結Tier１比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

ｂ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

ｃ　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ｄ　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第六条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十七年金融庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　日次平均の値　別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 四　［略］ （事業年度の記載事項） **第三条**　［略］ ２　前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式第一号により作成するものとする。 ［３・４　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　日次平均の値　別紙様式に記載する項目について、最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 四　［同上］ （事業年度の記載事項） **第三条**　［同上］ ２　前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式により作成するものとする。 ［３・４　同上］